

タイトル	不誠実な行為を起こした有資格業者の指名停止について
------	---------------------------

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称：大川建築

所在地：長崎県南島原市深江町甲4728番地第3

2. 指名停止の期間

5月17日から8月16日まで（3ヶ月間）

3. 指名停止の理由

市が令和5年4月12日に実施した「普通河川高江川（4）災害復旧工事」の見積合わせにおいて、大川建築が落札者と決定されたにもかかわらず、落札決定後、契約を辞退したための措置。

【参考】

南島原市工事請負契約に係る入札参加資格指名停止の措置要領

第2条 別表第2第10項（不正又は不誠実な行為）に該当

業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

担当部署	総務部 管財契約課	担当者	楠田 真典
直 通	0957-73-6626	E mail	keiyaku@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			